令和９年度　若狭町児童クラブ利用申込みのご案内

☆申込み期間について

申込期間　令和８年１１月２日(月)　～　令和８年１２月１８日(金)　必着

年度途中からの利用・長期休暇期間のみの利用に係る申し込みもすべてこの期間に受付となります。

申込期限を過ぎた場合の申し込みは、原則受付いたしません。

申込期間を過ぎた場合の申し込みは、家庭環境に変更があった場合のみの受け付けとなります。

募集期間内に提出された書類を審査の上、入所の可否を決定し通知いたします。

☆児童クラブとは☆

保護者が**就労などで昼間家庭にいない**小学生児童を預かり、遊びや生活の場を提供するものです。

子どもたちの健全な育成を図るため、次のような活動を行っています。

（１）児童の健康管理・安全確保・情緒の安定

（２）遊びの活動への意欲と態度の形成

（３）遊びを通しての自主性・社会性・創造性の向上

（４）児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡

※宿題の時間はありますが、学習塾のような指導はありません。

※集団での活動になります。集団活動が苦手なお子さんや、配慮が必要なお子さんは事前にご相談ください。

▼利用資格について

若狭町の小学校に在籍し、下校後、保護者等成人した養育者（同居（世帯分離を含む。）の祖父母等）が仕事や健康上の理由で家庭にいない、または家庭にいるが介護等その他の事由により保護指導が受けられない児童。

◆『周りに協力者がいない』『どうしても児童クラブへの入所が必要』など、真に必要な方が利用できるためにも、祖父母や親戚などの協力を得られるご家庭につきましては、申込みについてご遠慮いただきますようお願いします。

「友達がいないから」「集団生活を経験させたい」などの理由だけでは入所できません。

◆仕事を退職されたとき、また育児休業中等で仕事を休まれるときは児童クラブを退会していただきます。

◆放課後児童クラブ入所申込みにあたり、入所希望児童およびご家族の状況について特別な配慮が必要であるか確認し、必要な事項について照会されることに同意していただきます。

※児童と祖父母が同居（隣接含む。）または同一集落内に居住し、養育できる場合は、入所できません。

▼利用の優先順位

◆定員を超える場合の優先順位は以下の順とします。

①低学年

②同学年の場合は、保護者の勤務日数や時間、祖父母等との居住状況等を考慮します。

低年齢の児童が留守番を一人ですることがないよう、上記①の優先順位を設けていますので、兄弟姉妹の申込であっても、年少の児童のみをお受けする場合もあります。ご了承ください。

※申請をすれば必ず利用できるものではありませんので、ご了承ください。

▼保護者の方へのお願い

放課後児童クラブは、家庭にかわる生活の場を提供しますが、低学年から高学年までの複数の児童が一緒に利用する「集団生活」の場です。自分勝手な行動は、事故やケガなどの原因となりますので、支援員の指導や各クラブのルールを守り、児童が安全にクラブで生活ができるよう、保護者の皆さまのご理解ご協力をお願いします。

◆児童クラブを欠席する場合は必ず電話もしくは若狭町公式 LINE 内欠席連絡にてご連絡ください。

◆児童クラブの入所について、お子様とよく話をしてください。

◆ご家庭での時間・お友達と遊ぶ時間を作ってください。

児童クラブは、ご家族がやむを得ず児童との時間が持てない（保育できない）間の支援です。

ご家庭で保育できる状態にあるときは、開設時間内であってもお迎えに来ていただき、ご家庭で過ごす時間を持ってください。

◆開設時間内の送迎にご協力ください。

開設時間外はお子様をお預かりできません。長期休暇中も同様です。

◆児童クラブの円滑な運営にご協力ください。

お子様が児童クラブの活動中に病気や怪我をした場合はご連絡しますので、速やかにお迎えに来てください。

他のお子様に感染の可能性のある病気であると見込まれる場合は、児童クラブの利用をお控えてください。

▼実施期間

令和９年４月１日 ～ 令和１０年３月３１日（新１年生は４月１日から利用できます。）

※次の日は、閉所いたします。

①土日・祝日

②お盆（８月１２日～１３日）

③年末年始（１２月２９日～１月３日）

④インフルエンザ等の流行による学校閉鎖の日（学級閉鎖時は該当クラスのみ）

⑤大雨などで自然災害が想定されるための早帰りや臨時休校、地震などの大規模な自然災害発生時など、子どもの安全が確保できないとき。

▼開設時間

【月曜日から金曜日】　下校時から１８時まで

（学校行事等により午前中に下校する日は弁当持参）

【振替休校日・長期休暇（春・夏・冬休み)】

８時から１８時まで（弁当持参）

※夏休み期間中のみ有料にて７時３０分からの早朝利用が可能となります。

【土曜日（通年利用者のみ)】

原則毎月第３土曜日

８時から１８時まで

▼場　　所

三方児童クラブ　　旧明倫小学校内１階（若狭町藤井２－４３）

上中児童クラブ　　上中グラウンド駐車場内建物（若狭町市場８－３３）

▼送　　迎　　＜送り＞下校時にスクールバスもしくはタクシーが各小学校まで迎えに行きます。

＜迎え＞保護者の方でお願いします。

☆振替休校日、長期休暇については保護者の方で送迎をお願いします。

☆長期休暇中の登校日の送迎も保護者の方でお願いします。

▼利用料　　原則として、会費は利用のあった月単位とし日割り計算は行いません。

◆通年利用……月額　５，５００円

長期休暇利用時（７月、１２月、３月は８，３００円。８月は１１，０００円）

◆夏休みのみ利用……１６，５００円　（夏休み早朝利用……１,５００円（定額））

◆春休みのみ利用……　５，５００円

◆冬休みのみ利用……　５，５００円

※会費を２ヵ月以上滞納された場合、退会していただきます。

◆減免制度について

次に該当する世帯は、利用料が半額になります。入所決定時に減免申請書をお送りしますので、ご提出をお願いします。（提出が無い場合には減免対象外となりますので、ご注意ください）

※早朝利用における減免はございません。

・生活保護法による被保護世帯　・準要保護児童がいる世帯　・児童扶養手当受給世帯

◆保険料……　　年額８００円（傷害保険加入者負担金）

※保険は令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの期間です。

▼申込みについて

（１）次の書類の提出をお願いします。

①**利用申請書及び児童票　児童１名につき１枚必要**です。

②就労証明書等の放課後保護者等が家庭にいないことを証明するもの

※家庭（世帯分離・隣接含む）にいる成人（父母、祖父母等（７０歳未満））全員の分が必要です。

※保育所の申請時に提出された写しでも構いません。

ア）就労している方〔お勤めの方〕・・・・・・・・・**「就労（内定）証明書」**

自営業の方〔個人・家族経営〕

イ）農業、漁業等・・・・・・・・・・・・・・・・・**「保護者等の労働申告書兼証明書」**

☆地区の民生委員の証明が必要です。

ウ）その他〔疾病、看護、妊婦(産前産後)、障害、要介護者など〕・・・・・**「申告書」**

☆医師の診断書、障害者手帳、在学証明書等を添付してください。

☆就労をしていないが、保育が出来ない場合は「申告書」の提出をお願いします。

（２）申込書類提出先　教育委員会事務局（市場 20-18　上中庁舎２Ｆ）

三方児童クラブ　（藤井 2-43　　旧明倫小学校内１Ｆ）

上中児童クラブ　（市場 8-33　　上中グラウンド駐車場内建物）

※申込書類は、若狭町教育委員会事務局（上中庁舎２Ｆ）・各児童クラブにて交付します。

若狭町ホームページからのダウンロードも可能です。

※申込み、記入方法等についてご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

お問合せ：若狭町役場上中庁舎２階

教育委員会事務局　放課後児童クラブ担当

〒９１９－１５９２

若狭町市場２０－１８

℡：０７７０－６２－２７３０（直）